

外貨普通預金取引規定（非居住者円普通預金を含みます）

1.（取扱店の範囲）

この預金の預入れまたは払戻しは、当店に限り行います。また、この預金口座に預け入れることができる通貨は指定した1通貨とします。

2.（預金の預入れ）

- (1) この預金の預入額は、当行所定の最低金額以上とします。
- (2) この預金に預入れできるものは、現金のほか為替による振込金とします。
- (3) この預金には証券類の受け入れはいたしません。
- (4) 円貨を外貨と交換して預入れるときには、為替予約がある場合は予約相場を、その他の場合は当行所定の電信売相場を適用します。
- (5) 通貨の種類によっては、当行の都合により預入れをお断りすることがあります。

3.（預金の払戻し）

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）のうえ、通帳とともに提出してください。
- (2) 外貨預金からの円貨による払戻しのときには、為替予約がある場合は為替予約を、その他の場合は当行所定の電信買相場を適用します。
- (3) 外貨による払戻しの場合は、通貨の種類によっては取扱いできないことがあります。特に貨幣による払戻しは当行の都合によりお断りすることがあります。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるとときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。
- (5) 払戻し金額が円換算で1円相当額に満たない場合は、払戻しできません。

4.（利息）

- (1) この預金の利息は、当行所定の利率、付利単位および計算方法によって計算のうえ、毎年2月と8月の当行所定の日にこの預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) 通貨の種類によっては、預金の種類にかかわらず利息を付さないものがあります。

5.（取引明細書）

この取引において通帳を発行しない場合、当行の定めるところにより「取引明細書」を発行するものとします。（ただし、入金取引または出金取引がない場合は、発行いたしません。）

6.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、在留期限その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店または当行本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳を再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

7.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8.（印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき

偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第12条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第4項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

11. (取引等の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種の確認や資料の提出を求めることがあります。正当な理由なく指定した期限までに預金者から回答がいただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 前項の各種の確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関連法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 1年以上この預金口座の利用がない場合には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要事項を当行の指定する方法によってお取引店に届出てください。届出のあった在留期限が経過しても新たな在留資格および在留期間等の届出がない場合には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (5) 前4項に定めるいずれかの取引の制限について、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関連法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

12. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店または当行本支店に申出てください。
- (2) 前項の解約手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引の全部もしくは一部を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
 - ③ 法令で定める本人確認書類等もしくは確認事項、または前条第1項もしくは第4項で定める当行からの求めによる各種の確認への回答や届出または提出された資料が偽りである場合
 - ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑥ 日本国籍をお持ちでない在留期限がある預金者が、当行に届出している在留期限を経過した場合
 - ⑦ 前記①～⑥の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの各種の確認や資料の提出に応じない場合

⑧ 前条第1項から第4項に定める取引の制限が、前条第5項により解除されないまま1年を経過した場合

(4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損しまたは当行の業務を妨害する行為

E. その他AからDに準ずる行為

(5) この預金が、当行が別途表示する一定の期間、預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(6) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

(7) 第2項または第3項によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約するにあたり、この預金取引に付随して為替予約を締結している場合、別に定める当行所定の外国為替取引約定書の規定によらず先物外国為替取引契約は当然に解除されるものとします。

(8) 当行は第2項から第4項による解約後の残高については、円貨にて支払うことができるものとし、その際の外国為替相場については、当行計算実行時の相場を適用するものとします。

13. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

14. (手数料)

この預金の預入れ、払戻し、解約等のとき、当行所定の取扱手数料をいただく場合があります。

15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の書類に届出の印章により記名押印（または署名）して、通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金を期限前弁済することにより発生する損害金、手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16. (預金の振替)

外貨預金勘定残高を当行または当行以外の円貨の預金口座へ振替える場合、および異種通貨間の振替の場合には、当行所定の手続により依頼を受付し、一旦依頼を受付した後の取消変更は行わないものとします。

17. (規定の適用等)

この預金は、外国為替関連法令が適用されます。

18. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。